二項中「含む。）」の下に「、第十四条の二の二第一項第三号（残留性の程度に係る部分に限り、第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「第二十三条の二十六第一項第三号（」を「第二十三条の二十六第一項第三号若しくは第二十三条の二十六の二第一項第三号（これらの規定の」に、「第二十三条の三十七第五項」を「これらの規定を第二十三条の三十七第五項」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第二条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　再編計画の認定（第十二条の二―第十二条の十）」を「第三章の二　電磁的方法による処方箋の提供等の推進（第十二条の二）　第三章の三　再編計画の認定（第十二条の二の二―第十二条の十）」に、「連結情報提供業務」を「業務」に、「第三十七条」を「第三十七条の二」に、「・第三十九条」を「―第三十九条の二」に改める。

第三条第三項中「次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」を「以下「医療保険者」に改める。

第十二条の二を第十二条の二の二とする。

第十二条の六第三項中「第十二条の二第三項」を「第十二条の二の二第三項」に改める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　電磁的方法による処方箋の提供等の推進

第十二条の二　医師又は歯科医師は、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十二条第一項又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十一条第一項の規定によるこれらの者に対する処方箋（書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付に代えて、支払基金又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該処方箋を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条及び第三十八条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

2　前項の規定により処方箋の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者が電磁的方法により当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、当該患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を電磁的方法により提供しなければならない。

3　薬剤師は、前項の規定により提供された処方箋により調剤したときその他厚生労働省令で定めるときは、支払基金又は連合会に対し、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十六条に規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を含む情報を、厚生労働省令で定めるところにより、電磁的方法により提供することができる。

4　前項の規定により情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、第一項の規定により当該情報に係る処方箋の提供を行った医師又は歯科医師その他の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、これらの者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報を電磁的方法により提供しなければならない。

5　医師又は歯科医師は、医師法第二十二条第一項又は歯科医師法第二十一条第一項の規定により処方箋を交付した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、当該処方箋に記載し、又は記録した情報を電磁的方法により提供することができる。

6　医師又は歯科医師は、医師法第二十二条第一項若しくは歯科医師法第二十一条第一項の規定による処方箋の交付又は第一項の規定による電磁的方法による処方箋の提供を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができる。

7　薬剤師は、調剤を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができる。

8　前二項の規定により情報の提供の求めを受けた支払基金又は連合会は、当該求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対し当該情報を電磁的方法により提供しなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

2　支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務及び前項各号に掲げる業務のほか、第一条に規定する目的を達成するとともに、医療保険者が行う高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法の規定による保健事業若しくは福祉事業、後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第三十九条の二第一項において同じ。）が行う同法第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものが行う健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業（第三十五条第二項において「保健事業等」と総称する。）に資するため、次に掲げる業務を行う。

一　第十二条の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、同項の規定により、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務

二　第十二条の二第一項の規定により提供を受けた処方箋に記録された情報並びに同条第三項及び第五項の規定により提供を受けた情報を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務

三　第十二条の二第四項の規定により、同項の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、当該者に対し同条第三項の規定により提供を受けた情報を提供する業務

四　第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第六項又は第七項に規定する情報を提供する業務

五　薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（第十二条の二第二項の規定により提供されたものに限る。）を保管する業務

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務

第二十五条第一項中「同条第一項」を「同条第一項第一号」に、「並びに同条第二号」を「、同項第二号」に、「に関し」を「並びに同条第二項各号に掲げる業務（以下「支払基金電子処方箋管理業務」という。）に関し」に改める。

第二十六条中「及び支払基金連結情報提供業務」を「、支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十七条及び第二十八条第一項中「及び支払基金連結情報提供業務」を「、支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改める。

第二十九条中「の一部」を「及び支払基金電子処方箋管理業務の一部」に改める。

第三十条第一項中「に係る」を「及び支払基金電子処方箋管理業務に係る」に改める。

第三十一条第一項中「に関し」を「及び支払基金電子処方箋管理業務に関し」に、「これらの業務」を「その業務」に改める。

第三十二条及び第三十四条中「及び支払基金連結情報提供業務」を「、支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改める。

第六章の章名中「連結情報提供業務」を「業務」に改める。